

## 地域政策研究 <第1号 2000 No.1 Volume 1>

### 「地方税財源の充実確保に関する実証的研究」

#### [ 要 旨 ]

*Key Words* : 地方分権、地方税財源、税源移譲、共同税

地方分権の進展に応じ、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行うためには、地方税財源の充実確保が極めて重要な課題であると言われている。本稿では、地方交付税の配分が基準財政需要額と基準財政収入額の差額補填方式によって決定される問題点を実証的に明らかにするとともに、全国 47 都道府県及び 3,241 市町村を都道府県単位で集計した「集計市町村」を対象に、国と地方の税源配分と地方交付税の配分方法を変更した一般財源シミュレーションを行い、一般財源の規模、地方交付税の交付・不交付団体数、財政力格差への影響を考察した。

本稿の主要な結論とそれに関する政策的な含意は、次の 2 点である。

第 1 に、全国 47 都道府県を対象に、地方交付税の配分を規定する 1 人当たり基準財政需要額と 1 人当たり基準財政収入額の地域間格差(大都市圏と地方圏)の状況をみた。1965 年度から 1996 年度までの 1 人当たり基準財政収入額の地域間格差は、所得水準の地域間格差の是正を背景に、趨勢的には縮小傾向にあるが、1 人当たり基準財政需要額は、地方圏における投資的経費と公債費の崇高を背景に、地方圏が大都市圏を上回って推移しており、格差は拡大傾向にある。この結果、1975 年度から 1996 年度までの期間を対象とした 47 都道府県の基準財政需要額の所得弾力性は、地方圏(1.1393)が大都市圏(0.7368)を大きく上回っており、地方圏では自治体の財源不足額(基準財政需要額と基準財政収入額の差額)が所得水準の上昇(経済成長)を上回って拡大する財政構造になっていることが示された。こうした事実は、地方交付税の配分を規定する基準財政需要額が、地方税負担と無関係に独立して決定される現行の財政制度に起因しているものと考えられるが、今後は、基準財政需要額を全国一律の最低限度の行政水準の確保に必要な支出水準に限定するとともに、それを超えた財政支出は、地域の選択と負担によるものとして、そのための税源を地方に移譲し、国と地方の税源配分を再構築することが重要であるものと考えられる。

第2に、47都道府県及び3,241市町村を都道府県単位で集計した「集計市町村」を対象に、国と地方の税源配分と地方交付税の配分方法を変更した地方自治体の一般財源シミュレーションを行い、一般財源の規模、地方交付税の交付・不交付団体数、財政力格差への影響を考察した。その結果、(1)消費税を地方自治体に移譲した場合、一般財源の規模はネットで48兆7,041億円から54兆1,763億円と5兆4,722億円の増収、地方交付税の不交付団体は集計市町村ベースで現行の1団体（東京）から7団体（東京、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、大阪）へ増加するほか、財政力指数の変動係数も0.38から0.34へ低下し、地域間の財政力格差も縮小されること、(2)法人事業税に付加価値額を課税標準とした外形標準課税を導入した場合、一般財源の規模はネットで48兆7,041億円から50兆7,173億円と2兆132億円の増収、地方交付税の不交付団体は集計市町村ベースで現行の1団体（東京）から2団体（東京、神奈川）となるほか、財政力指数の変動係数も一定（0.38）となり、地域間の財政力格差が拡大しないこと、(3)ドイツで行われている共同税方式をわが国に適用した場合、一般財源の規模はネットで48兆7,041億円から61兆7,496億円と13兆455億円の増収、地方交付税の不交付団体は集計市町村ベースで現行の1団体（東京）から18団体（宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、広島、福岡）へ増加するほか（地方交付税規模は14兆2,600億円から2兆8,173億円まで大幅に縮小）、財政力指数の変動係数も0.38から0.29へ低下し、地域間の財政力格差も縮小されること、(4)フランスの交付金制度をわが国に適用した場合、一般財源の総額はほぼ変化はないが、個別地方自治体の一般財源の規模は10団体で増収（東京、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）、それ以外の団体では減収となり、人口規模や徴税力の違いによって、地方自治体間の一般財源格差が拡大することなどが明らかになった。

こうしたシミュレーション結果は、前提となる地方行財政制度の仕組みや目的によって様々な解釈が可能であるが、わが国においても地方自治体間の財政力格差を広げずに地方税源の充実確保が可能であることを示唆するものと考えられる。

[執筆：金内雅人]